

【 自動車通学に関する規程 】

- 第1条 自動車通学を規制することで、不用意な交通事故等を誘発しないようにこの規程を定める。
- 第2条 本学構内の駐車場の数に限りがあるため、自動車通学構内乗り入れに制限を設ける場合がある。
- 第3条 自動車通学構内乗り入れを希望する学生は、次項以下により毎年度許可を受ける。
- 2 自動車通学構内乗り入れの申請基準は、任意自動車保険の対人1億円以上または無制限に加入し、次のすべての条件に該当する学生に限る。但し、助産学専攻科生ならびに大学院生は次の条件による制約の対象とならない。
 - 一、 所属キャンパスを中心に4 km 以遠の地域に在住する者
 - 二、 公共交通機関の利用が著しく不便と判断される者
 - 三、 その他、学校が定める者
 - 3 上記の基準に該当しないが、障害等で自動車の利用が必要やむをえないときは申請を認めることがある。
- 第4条 自動車通学構内乗り入れを希望する学生は、所定の用紙に該当事項を記入の上、必要な書類を添付して、指定された期間内に学生支援課で申請を行う。
- 第5条 自動車通学構内乗り入れを許可した学生には、「入校駐車許可証」を交付する。また、交付時に指定された手数料を納付する。
- 2 前項で許可を得た学生はダッシュボードの上に「入校駐車許可証」を必ず提示する。(車外からはっきりと見えるようにする)
- 第6条 自動車通学構内乗り入れが不適當であると判断されるときは許可を取り消す。
- 第7条 自動車通学を希望し、許可基準に満たない学生は、各自で有料駐車場を借りて利用する。また、万が一のため任意保険の加入を義務付ける。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
3. この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。
4. この改正規定は令和2年4月1日から施行する。
5. この改正規定は令和4年4月1日から施行する。